

10月1日から税務証明の取り扱いを変更します

問い合わせ 税務課 市民税係(☎内線330)
税務課 固定資産税係(☎内線332)
納税課 納税管理係(☎内線366)

個人情報保護のため、「本人以外の人が税務証明を申請する場合は、原則委任状が必要です。

10月1日から同一世帯の親族が申請する場合の取り扱いが変わります。

9月30日まで(変更前)	10月1日から(変更後)
代理人からの申請の場合は、委任状が必要。 ただし、 「同一世帯の親族」からの申請であれば 委任状は省略可。	代理人からの申請の場合は、委任状が必要。 「同一世帯の親族」からの申請でも、 委任状は必要。

なお、以下の場合は、これまでどおり委任状を省略できます。

- 1 納税管理人、相続人(※1)などが申請する場合
- 2 申請日時点の同一世帯(※2)の親族(※3)が市県民税にかかる所得証明、課税・非課税証明、営業証明を申請し、使用目的が次の場合
(1)扶養申請 (2)年金関係 (3)確定申告 (4)福祉関係 (5)児童手当
(6)奨学金・授業料免除 (7)就学支援金 (8)官公庁提出
- 3 車検用軽自動車税納税証明を申請する場合
- 4 同一世帯(※2)員が申告用納付額証明を申請する場合

※1 相続人は、戸籍謄本など相続権を確認できる書類が必要です。

※2 同一世帯に限りますので、同住所にお住まいであっても別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。

※3 親族とは、配偶者、血族、姻族のことです。

注意点

法人の税務証明を申請する場合は、申請書または委任状に代表者の印(社名入りのもの)を押印してください。